

平成26年12月16日

第4回定例会議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第13号	登米市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	1
発議第14号	米価下落対策及び稲作経営の体質強化等を求める意見書	5
発議第15号	登米市議会会議規則の一部を改正する規則について	8
	常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件	11
	常任委員会の調査報告	別冊

発議第 13 号

登米市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 26 年 12 月 16 日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

提出者	登米市議会議員	沼 倉 利 光
賛成者	登米市議会議員	佐 藤 惠 喜
賛成者	登米市議会議員	佐々木 一
賛成者	登米市議会議員	浅 田 修
賛成者	登米市議会議員	佐 藤 尚 哉
賛成者	登米市議会議員	及 川 昌 憲
賛成者	登米市議会議員	佐々木 幸 一
賛成者	登米市議会議員	八 木 しみ子
賛成者	登米市議会議員	中 澤 宏
賛成者	登米市議会議員	伊 藤 吉 浩

(別紙)

登米市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全並びに防災及び防犯の向上を図り、もって安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 空き家等が、老朽化若しくは台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態又は建材等の飛散等により、当該空き家等の敷地外において人の生命、身体若しくは財産に被害を与えるおそれのある状態
 - イ 空き家等に不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - ウ 雑草若しくは樹木の繁茂等又は動物等の侵入若しくは害虫等が繁殖することにより、当該空き家等の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼしている状態
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理について権原を有する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者及び地域の団体の代表等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空き家等の適正な管理を促進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、管理不全が疑わしい空き家等と認めるときは、市長に対し、その情報を提供するよう努めるものとする。

(調査等)

第6条 市長は、必要に応じ空き家等の状況を調査するものとする。

2 市長は、前条の規定による情報提供があったとき又は管理不全な状態の空き家等があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に所有者等の

情報その他必要な事項について調査をさせることができるとともに、当該職員を空き家等に立ち入らせ、当該空き家等の調査をさせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条の調査により、当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者に対し、管理不全な状態を解消するため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による指導に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令の対象となる所有者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(2) 当該命令の対象である空き家等の所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第11条 市長は、第9条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、議会の議決を経て、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、代執行を行うことができる。

(応急措置)

第12条 市長は、管理不全な状態にある空き家等が、市民等の生命、身体若しくは財

産に被害を及ぼすおそれがある状態で、かつ、第7条から第9条までの規定及び前条の規定による措置をとる暇がないと認めるときは、急迫した現在の危険を避けるため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(警察署その他の関係機関との連携)

第13条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該空き家等が所在する地域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(提出の理由)

近年、適正に管理されない空き家等について、老朽化や自然災害による倒壊のおそれや、防犯上並びに景観などに与える影響が問題となっている。市民が安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを推進するため、登米市空き家等の適正管理に関する条例を制定するものである。

発議第 14 号

米価下落対策及び稲作経営の体質強化等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 12 月 16 日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

提出者 産業建設常任委員会
委員長 伊 藤 吉 浩

(別紙)

米価下落対策及び稲作経営の体質強化等を求める意見書

平成26年産米の米価は、全国的に大幅に下落しており、登米市における全農概算金も過去最低の水準で決定された。このような急激な米価の下落は、地域経済にも深刻な影響を与える事態となっており、特に、地域営農の中心となるべき大規模経営体などへの影響は甚大なものとなっている。

加えて、米の消費の減少傾向に歯止めがかからない中で、今後も米価の回復は望みがたいというかつてない厳しい状況にある。

よって、国は、日本農業の基盤となる稲作経営の安定化及び体質強化が図られるよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 「収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」及び「ナラシ対策移行のための円滑化対策」（円滑化対策）の制度改善を図ること

- ・ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及び移行のための円滑化対策（平成26年産限りの経過措置）では、標準額から20%を超える部分の米価下落分は制度の対象外とされている。稲作経営の安定化を図るためには、20%を超える下落分についても対象範囲を拡大し、国が補てんする仕組みを作ること。
- ・ 「標準的収入」（標準額）は、過去5年間のうち最高最低を除く3年の平均収入となっている。米価が下落し続ければ、再生産可能な米価を下回ることが予想される。本対策が経営のセーフティーネットとしての機能を果たせるよう制度の在り方について改善を図ること。
- ・ 平成26年産の大幅な収入減少にも対応できるよう、十分な支援策と予算措置を講じること。

2 「ナラシ対策」及び「円滑化対策」における補てん金の早期支払いを実施すること

- ・ 「ナラシ対策」及び「円滑化対策」の支払いは、平成27年5月以降に実施される予定であるが、農家の資金繰りに支障を来すことが懸念される。概算払いなどによる早期支払いを実施すること。

3 過剰米の流通改善対策の構築と価格の安定を図ること

- ・ 現在の過剰な米の流通状況を改善するため、（公社）米穀安定供給確保支援機構への「過剰米対策基金」の活用の働きかけを行うこと。
- ・ 政府備蓄米の柔軟な買入・売渡の実施など、政府主導による過剰米の主食用市場からの隔離対策を早急に講じ、適正価格の安定を図ること。

4 稲作農家に対する「直接支払い制度」の導入や補助率の高い支援策の創設と拡充を図ること

- ・ 米価の下落は、稲作農家や担い手農家の経営を直撃し、深刻な影響を与えている。地域の担い手の経営安定と育成を図るには、対象を限定した形での「直接支払い制度」の導入が必要である。
- ・ 稲作経営の集約化・低コスト化に必要な大型機械の整備（購入）を対象とした補助率の高い支援策の創設など、支援内容の拡充を図ること。

5 主食用米から飼料用米等への生産誘導と米の需要拡大等による需給調整を講じること

- ・ 米の更なる需要拡大を図るとともに、需給バランスの崩れによる価格が低迷しないよう、米需給見通しの策定や主食用米から非主食用米（飼料用米等）への生産誘導を積極的に図ること。
- ・ 飼料用米等の生産に安心して取り組むことができるよう、助成金の交付単価をしっかりと固定するなど、制度の安定性を確保するとともに、栽培技術の確立や家畜に対する給与体系技術の構築などを積極的に取り組むこと。
- ・ 中食・外食のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進など、国の責任において、需給調整の徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

宮城県登米市議会議長 田口久義

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿

発議第 15 号

登米市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 12 月 16 日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 沼 倉 利 光

(別紙)

登米市議会会議規則の一部を改正する規則

登米市議会会議規則(平成17年登米市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第39条を次のように改める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

第42条を次のように改める。

(修正案の説明)

第42条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

第144条を次のように改める。

(請願の委員会付託)

第144条 議長は、第39条第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

第152条を次のように改める。

(資格決定の審査)

第152条 前条の要求については、議会は、第39条第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

第164条を次のように改める。

(懲罰の審査)

第164条 懲罰については、議会は、第39条第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(提出の理由)

現在の会議規則は委員会中心主義となっているが、実質的な議案審議は本会議中心主義でおこなっていることから、実態に即した会議規則に改正するもの。

平成26年12月16日

登米市議会

議長 田口 久義 殿

教育民生常任委員会

副委員長 佐々木 幸



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

事 件

1. 公共施設の適正配置計画について
2. 学校トイレ改修工事の進捗状況について
3. 東和総合運動公園復旧工事の進捗状況について
4. 登米市一般廃棄物（ごみ）処理施設整備基本計画について
5. 登米市一般廃棄物第2ごみ処理施設整備基本設計について

期 限

平成27年定例会開会の前日まで